

非常災害時（台風接近時、大雨・洪水等） における緊急体制について

児童の安全確保については、日頃から格別のご配慮をいただき感謝しております。
さて、非常災害時（台風接近時、大雨・洪水等）には、次のように対応させていただきますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

非常災害時（台風接近時、大雨・洪水等）に

「午前6時」の時点で、「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令されていれば、
児童は登校させず、「自宅待機」させてください。

「午前7時」の時点で、「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のうち、一つでも引き続いて発令されていれば、
「臨時休校」とします。

- * 非常災害時（台風接近時、大雨・洪水等）には、学校から連絡網を使っでの連絡はいたしませんので、テレビやラジオ等の気象情報を充分ご確認ください。
- * なお、「午前7時」の時点で警報が出ていない場合は、注意して通常どおり登校させてください。
- * 登校後、緊急下校する場合がありますので、連絡方法や下校先などについて話し合っておいてください。
また、保護者の方が不在でお子様だけで過ごさなければならない場合もあると思いますので、ご家庭での過ごし方をご配慮ください。
- * 「臨時休校」等で給食中止の場合、パン・米飯と副食は発注を取りやめることが出来ません。したがって、牛乳以外の給食費が必要となります。

以上の諸点につきまして、ご理解の上ご協力をよろしくお願いいたします。